

山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要項

(平成22年10月26日制定 図書第7001-4号)

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県立大学図書館規程第12条の規定に基づき、山梨県立大学学術機関リポジトリに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 山梨県立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究成果を、保存・蓄積、発信・提供し、もって教育研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすため、学術機関リポジトリを構築する。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育研究成果 教育・研究・社会貢献等の活動成果であって、学術的に意義のあるもの

(2) 学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。） 本学の教育研究成果を、電子計算機を利用して、恒久的に保存・蓄積し、学内外に発信・提供するシステム

(3) 登録 リポジトリに教育研究成果を保存すること

(リポジトリの管理運営)

第4条 リポジトリの管理運営は、山梨県立大学図書館（以下「図書館」という。）において行う。

2 リポジトリの管理運営に関して必要な事項は、図書館運営委員会で審議する。

(登録者)

第5条 リポジトリに教育研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある、役員、教職員および大学院生で、次条に掲げる教育研究成果を作成した者

(2) 前号に掲げる者のほか、図書館長が適当と認めた者

(登録できる教育研究成果)

第6条 登録できる教育研究成果は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条に規定する者が作成し、又は作成に関与した教育研究成果であること

(2) 別表に例示する教育研究成果であって、登録者が登録を希望するものであること

(3) 電磁的記録であって、情報通信網を通じて配信できるものであること

(4) 使用者の別にかかわらず、閲覧、保存、印刷等（以下「利用」という。）ができるものであること

(5) 法令及び公序良俗、並びに公立大学法人山梨県立大学情報セキュリティポリシーに反しないものであること

2 前項各号に掲げる要件のほか、登録者の所属する部局が、登録できる教育研究成果の要件を定めている場合は、その例による。

(DOIの付与)

第7条 学術機関リポジトリに登録する教育研究成果には、原則として国際的に標準化された識別子である Digital Object Identifier（以下、「DOI」という。）を付与する。DOIを登録することにより、コンテンツを識別できるとともに、リンク切れのない永続的なアクセスが可能になる。なお、DOIの付与は次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) DOIの番号は山梨県立大学図書館で管理するものとする。

(2) DOIの番号は、ジャパンリンクセンターより割り当てられた番号（10.60388）に機関リポジトリのIDを組み合わせたものとする。

- (3) 登録者は、別記様式1を提出することにより、教育研究成果にDOIを付与しないこともできるものとする。

(登録者の責務)

第8条 登録者は、次の各号に掲げる場合、登録の前に当該各号に定める許諾を得なければならない。

- (1) 著作権が複数の者に帰属している場合 すべての著作権者の許諾
- (2) 研究成果の公開により、他者の権利を侵害する場合 その権利が帰属する者の許諾
- (3) 研究成果に含まれる古書資料等が公開に支障がある場合 古書資料等を所蔵する者の許諾

(著作権)

第9条 教育研究成果が登録された後も、著作権は原著作権者に帰属する。

(教育研究成果の利用)

第10条 登録された教育研究成果を使用し、又は使用しようとする者は、著作権法(昭和45年 法律第73号)その他法令を遵守しなければならない。

(個人情報取扱)

第11条 登録した者の個人情報は、第2条に規定する利用目的のために使用し、その目的の範囲を超えて保有しない。

(登録の削除)

第12条 登録された教育研究成果を削除できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 図書館長
 - (2) 当該教育研究成果を登録した者
- 2 図書館長は、次の各号のいずれかに掲げる場合、登録された教育研究成果を削除することができる。
- (1) 登録した者が、別記様式2により申し出た場合
 - (2) 法令に反する場合
 - (3) 盗用・剽窃によることが明らかである場合
 - (4) 公序良俗に反する場合
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、図書館長が削除が適切であると認めた場合
- 3 第1項第2号に掲げる者は、登録された教育研究成果の新しい版を登録しようとする場合、既に登録された当該教育研究成果を削除することができる。

(登録者の責任)

第13条 登録された教育研究成果の責任は、当該教育研究成果を登録した者が負う。

(委任)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成22年10月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

学術雑誌掲載論文、紀要論文、博士学位論文、図書、学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書（最終報告書）、データベース、教材、ソフトウェア、学会発表資料、その他公開可能な教育・研究成果

別記様式 1

年 月 日

山梨県立大学図書館
館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ
登録教育研究成果の識別子付与除外申請書

申請者
所属
氏名

次の教育研究成果について、山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要
項第 7 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、教育研究成果に識別子を付与し
ないことを申し出ます。

1. タイトル

2. 著作者

3. 理由

別記様式 2

年 月 日

山梨県立大学図書館
館長 館長名

山梨県立大学学術機関リポジトリ
登録教育研究成果削除申請書

申請者
所属
氏名

次の教育研究成果について、山梨県立大学学術機関リポジトリ運営要
項第12条第2項の規定に基づき、削除を申請します。

1. タイトル

2. 著作者

3. 削除理由